

子どもの定期予防接種

実施場所：市内指定医療機関 接種費用：無料

種類	対象	標準的な接種年齢	接種回数
■ヒブ(Hib)	生後2ヵ月以上生後60ヵ月(5歳)に至るまで	初回の開始は、生後2ヵ月から生後7ヵ月に至るまで	初回3回 追加1回 ※接種年齢により回数が異なる
■小児の肺炎球菌			
■四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) または ■三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風) ■不活化ポリオ	1期 生後3ヵ月から生後90ヵ月(7歳6ヵ月)に至るまで	初回：生後3ヵ月に達した時から生後12ヵ月に達するまでの期間 追加：初回3回終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間	初回3回 追加1回
■BCG	生後12ヵ月に至るまで	生後5ヵ月に達した時から8ヵ月に達するまでの期間	1回
■水痘	生後12ヵ月～36ヵ月に至るまで	初回接種は生後12ヵ月～15ヵ月に達するまでの期間	2回
■麻しん風しん	1期	生後12ヵ月から生後24ヵ月に至るまで	1回
	2期	平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ	1回
■日本脳炎	1期	生後6ヵ月から生後90ヵ月(7歳6ヵ月)に至るまで	初回：3歳 追加：4歳
	2期	9歳以上13歳未満	9歳
■二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満	11歳

【接種時の持ち物】母子健康手帳・予診票(転入などでない人は、連絡してください。)

【接種時の注意】※接種時に気にかかる事があれば、必ず主治医に相談し、症状により診断書や意見書をもらい、接種医師と相談してください。

※市外の医療機関で接種する場合は接種前に「さんて郡山」で手続きが必要です。

※長期にわたり療養を必要とする病気など、特別の事情により定期予防接種を対象年齢内に受けることができなかった人は「さんて郡山」までご相談ください。



◆日本脳炎予防接種の特例措置について(無料)

①平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は、特例措置として20歳未満までに接種ができます。

1期を3回接種していない人は、不足回数を接種。また、2期は9歳から接種できます。

積極的勧奨を差し控えていたために接種を受けなかった人は、母子健康手帳で接種回数を確認してください。

②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた人は、特例措置として7歳6ヵ月に至るまでに1期を完了できなかった場合、9歳～13歳未満で1期未完了分の接種ができます。

◆三種混合予防接種について

・平成24年11月に、不活化ポリオワクチンを含む四種混合ワクチンが定期接種として導入され、三種混合から四種混合への切り替えが進んでいることを受け、三種混合ワクチンの市場での販売が終了しています。

・不活化ポリオワクチン(単独または四種混合)の接種回数が合計4回を超えない範囲であれば、三種混合ワクチンの代わりに四種混合ワクチンで接種することができます。

高齢者の定期予防接種 <自らの意思で接種を希望する人が対象です>

公費負担対象の人や、市外医療機関で接種する場合は、事前に手続きが必要です。保健センター「さんて郡山」へお問い合わせください。

種類	対象	自己負担	実施期間	実施場所
■高齢者インフルエンザ	満65歳以上の市民	1,100円	12月28日(月)まで	指定医療機関
■高齢者肺炎球菌	平成28年3月31日時点で、 65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・ 95歳・100歳の市民 ※個人通知(ハガキ)を5月に送付しています。 転入などで無い人は連絡してください。 ※過去に肺炎球菌予防接種を受けたことのある人は対象外となります。	3,000円	平成28年 3月31日(木)まで	

※60～64歳までの市民で下記に該当する人[身体障害者手帳1級相当]は、高齢者の定期予防接種の対象となる場合がありますので、かかりつけ医にご相談ください。

①心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害のある人

②ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害のある人

※実施期間を過ぎると任意接種となり、全額自己負担になります。